

錦江町高齢者スマホ教室・相談一体実施事業業務委託
公募提案型プロポーザル実施要領

本公募は、錦江町議会における令和7年度予算の議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の否決・減額等があったときは、契約を締結しないことがあります。この場合、応募等に要した費用を町に請求することはできず、応募者の負担とします。

1. 目的

高齢者のデジタル活用支援として、スマートフォンの操作が学べる教室の開催及びスマートフォンの使用に関する相談場所を開設することにより、デジタルインフラを活用できる高齢者の割合を向上させるため、令和7年度において、錦江町高齢者スマホ教室・相談一体実施事業を委託するにあたり、公募提案型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、実効性が高いと評価される者を優先候補者として選定する。

2. 業務概要

(1) 業務名

錦江町高齢者スマホ教室・相談一体実施事業

(2) 業務内容

別紙「錦江町高齢者スマホ教室・相談一体実施事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託金額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(5) 契約の方法

① 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公募提案型プロポーザル方式により選定された候補者との随意契約を行う。

② 契約保証金

錦江町契約規則（平成17年規則第26号）第35条の規定に基づき、契約保証金を納付しなければならない。ただし同規則第37条の第1号から第10号の規定に該当する場合は、免除とする。

3. 参加資格

本業務に参加できるものは、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有し、委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 鹿児島県内に本社を有すること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きの開始申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 税等の滞納がないこと。
- (6) 錦江町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 28 年告示第 35 号）第 3 条各号に該当していないこと。

4. 公募手続きに係るスケジュール

	実施内容	実施期間
1	公募内容の公告	令和 7 年 3 月 4 日（火）
2	質問受付期間	令和 7 年 3 月 10 日（月）17 時
3	質問回答期限	令和 7 年 3 月 12 日（水）
4	参加申込書の提出期限	令和 7 年 3 月 17 日（月）17 時
5	企画提案書の提出期限	令和 7 年 3 月 21 日（金）17 時
6	プレゼンテーション及び審査	令和 7 年 3 月 26 日（水）
7	審査結果の通知	令和 7 年 3 月 27 日（木）

5. 質問の受付及び回答

質問の受付は下記のとおりとする。

- (1) 提出書類 質問書（様式第 1 号）
- (2) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

電子メールアドレス：fukushi-h@town.kinko.lg.jp（介護福祉課福祉チーム）

- (3) 提出期限

令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時まで

- (4) 回答方法

令和 7 年 3 月 12 日（水）までに、質問者へ電子メールにて回答するほか、錦江町ホームページに掲載する。

6. 企画提案参加申込の提出

- (1) 提出書類 参加申込書（様式第2号）
- (2) 提出方法 介護福祉課福祉チームへ持参すること。
- (3) 提出期限 令和7年3月17日（月） 午後5時まで

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類の記載にあたっては日本工業規格 A4 横書きとし、それぞれにインデックスを付け、A4 ファイルに綴じて提出すること。

- ア. 会社概要書（様式第3号）
- イ. 業務経歴書（様式第4号）
- ウ. 登記事項証明書
- エ. 税等の納税証明書（未納のないことがわかる証明書）
- オ. 企画提案書（様式任意）
- カ. 参考見積書（様式第5号）
- キ. 実施体制調書（様式第6号）
- ク. 暴力団排除に係る誓約書（様式第7号）

(2) 提出期限

令和7年3月21日（金） 午後5時まで
受付時間：平日午前9時から午後5時まで

(3) 提出部数

企画提案書及び添付資料について、紙面に印刷した7部（正本1部、副本6部）と、電子データを格納したCD1枚を提出すること。

(4) 提出方法

持参又は本町が受領した事実の証明が可能な方法である書留等で郵送にて提出すること。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期限の受付時間内必着とする。

8. 選定方法

企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。選定審査委員は提案書類、プレゼンテーション及び質疑応答等、評価基準に基づき評価し、優先候補者を選定する。

なお、本業務において、提案事業者が1者のみの場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(1) プレゼンテーション審査

ア、日時 令和7年3月26日（水）

イ、場所 錦江町役場庁舎内

※時間と場所の詳細については、参加申込後にメールにて通知します。

(2) プレゼンテーション実施方法

ア、1 事業者あたり、プレゼンテーションの時間を 25 分（説明 15 分、質疑 10 分）以内とする。

イ、1 事業者につき、3 名までとする。※パソコン等の操作員も含む

ウ、プロジェクターの使用も可能であるが、提出した企画提案者に基づき説明を行うこととし、追加での資料配布は認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは本町が用意するが、パソコンについては応募者の持込とする。

(3) 評価基準 別表「評価基準」のとおり

9. 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して、審査結果通知書により通知する。

なお、審査結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。また、個別の事業者の審査、選考過程などの内容についての問い合わせには、回答できない。

10. 事業者の決定及び契約

選定委員会にて順位付けした最上位者を優先候補者とし、業務委託契約を締結するものとする。契約内容及び金額については、企画提案内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

11. 注意事項

(1) 受託者は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。

12. その他留意事項

(1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、企画提案を無効とする。

(3) プロポーザルは、候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の本業務において、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

(4) 提出されたすべての書類の所有者は本町にあるものとし、提出された資料の返却はしない。

(5) 情報公開請求があった場合は、錦江町情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）の規定に基づき情報を開示することがある。なお、企業が秘密とすべき事項がある場合は、あらかじめ当該事項を特定し、意思表示をすること。

別表 評価基準

審査における評価項目及び審査事項は以下のとおり

評価項目	審査事項	配点
基本的な考え方	事業目的と期待する効果についての理解や考え方	20 点
業務内容	業務委託仕様書（事業目的）に沿った提案	20 点
	効果的かつ現実性の高い提案	20 点
実施体制	知識・経験を有する人員、ソーシャルワークを行うことができる人員の配置	10 点
業務実績	スマホに関する高齢者・その他の教室及び相談などの事業実績	10 点
見積金額	事業費の妥当性	10 点
ヒアリング	課題の問題点を把握し、積極的に取り組む姿勢や意欲	10 点
合計点		100 点